

大和市告示第183号

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寄附者に対して感謝の意を表すとともに寄附の促進を図るため、寄附者に返礼品を贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき本市に寄附金を支出することをいう。
- (2) 寄附者 寄附を行った個人をいう。
- (3) 返礼品 寄附者に対して贈呈するものとして、本市の魅力の発信や市内産業の振興などに資する地場産の商品、サービス等のうちから市長が適当と認めたものであって、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項各号に規定する基準に適合するものをいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する寄附者であって、返礼品の贈呈を希望するものに対し、その寄附の額（以下「対象寄附額」という。）に応じて返礼品を贈呈する。

- (1) 1回の寄附の額が10,000円以上であること。
- (2) 寄附を行う時点において、本市の住民基本台帳に記録されていないこと。

(返礼品の指定)

第4条 寄附者は、返礼品の贈呈を希望する場合は、寄附を行う時に、対象寄附額に応じ市長が定めた返礼品のうちから希望するものを指定するものとする。

(寄附金の充当)

第5条 市長は、寄附者への返礼品贈呈に要する費用に充てるため、当該対象寄附額の一部を、条例第3条第2項の規定に基づき一般会計の歳出に充てるものとする。

(寄附金受領証明書の交付)

第6条 市長は、返礼品贈呈の対象となる寄附を受けたときは、別に定める寄附金受領証明書を当該寄附者に交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。